

平成29年度

第1回 相生・赤穂広域幹線道路整備促進協議会

議 案 書

1. 日 時 平成29年7月31日(月) 午前9時30分から

2. 場 所 赤穂市役所6階大会議室

平成29年度

第1回 相生・赤穂広域幹線道路整備促進協議会次第

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 委員・顧問の紹介

4. 報告事項
報告第1号 平成28年度活動報告について

5. 審議事項
第1号議案 相生・赤穂広域幹線道路整備促進協議会規約の一部を改正する規約
の制定について
第2号議案 平成29年度事業計画について
第3号議案 平成29年度収支予算について

6. その他

7. 副会長あいさつ

8. 閉会

報告第1号

平成28年度活動報告について

| 実施時期 | 実施内容 |
|-------------|---|
| 平成28年 7月20日 | <p>第1回 協議会</p> <p>報告事項 ・国道 250 号高取峠トンネル要望経緯及び県道竜泉那波線の整備状況について</p> <p>協議事項 ・今後の活動方針について</p> |
| 平成28年10月28日 | <p>第2回 協議会</p> <p>協議事項 ・国道 250 号・高取峠トンネルの事業化及び県道竜泉那波線の整備促進に係る要望書の提出について</p> |
| 平成28年12月19日 | <p>要望会</p> <p>要望内容 ・高取峠トンネルの西播磨地域社会基盤整備プログラムへの位置づけについて</p> <p>・県道竜泉那波線の早期事業完了について</p> <p>要望場所 : 兵庫県庁及び西播磨県民局</p> <p>要望先 : 糟谷県土整備部長、濱県土整備部土木局長 早金西播磨県民局長、谷渕西播磨県民副局長 坪田光都土木事務所長</p> |
| 平成29年 2月 8日 | <p>第3回 協議会</p> <p>報告事項 ・国道250号・高取峠トンネルの事業化及び県道竜泉那波線の整備促進に係る県要望の結果について</p> <p>審議事項 ・相生・赤穂広域幹線道路整備促進協議会規約の一部を改正する規約の制定について</p> <p>・相生・赤穂広域幹線道路整備促進協議会の会議等の公開要領の制定について</p> |
| 平成29年 2月 8日 | <p>講演会</p> <p>演題 : 関西の元気を”かたち”にするために</p> <p>講師 : 国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所 寺尾 直樹 調査課長</p> <p>場所 : 赤穂市民会館大会議室</p> |

第1号議案

相生・赤穂広域幹線道路整備促進協議会規約の一部を
改正する規約の制定について

相生・赤穂広域幹線道路整備促進協議会規約の一部を改正する規約を次のとおり制定したい。

平成29年7月31日 提出

相生・赤穂広域幹線道路整備促進協議会
会長 赤穂市長 明 石 元 秀

相生・赤穂広域幹線道路整備促進協議会規約の一部を改正する規約新旧対照表(案)

※下線は改正部分を示す。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(名称) 第1条 この協議会は、相生・赤穂広域幹線道路整備促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>(目的) 第2条 協議会は、国道250号・高取峠トンネルの事業化、及び県道竜泉那波線の整備促進を図ることを目的とする。</p> <p>(活動) 第3条 協議会は、前条の目的を遂行するために、次の活動を行う。 (1) 関係機関に対する要望及び必要な調査研究 (2) その他目的達成に必要な事項</p> <p>(構成) 第4条 協議会は、別表に掲げる12人以内の委員で構成する。</p> <p>(役員) 第5条 協議会に次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 1名 (3) 監事 2名 2 会長には赤穂市長が、副会長には相生市長が、監事には赤穂市建設経済部長と相生市建設農林部長がその職に就くものとする。</p> <p>(顧問) 第6条 協議会に顧問を置くことができる。 2 顧問は、地元選出の国会議員及び兵庫県</p> | <p>(名称) 第1条 この協議会は、相生・赤穂広域幹線道路整備促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>(目的) 第2条 協議会は、国道250号・高取峠トンネルの事業化、及び県道竜泉那波線の整備促進を図ることを目的とする。</p> <p>(活動) 第3条 協議会は、前条の目的を遂行するために、次の活動を行う。 (1) 関係機関に対する要望及び必要な調査研究 (2) その他目的達成に必要な事項</p> <p>(構成) 第4条 協議会は、別表に掲げる12人以内の委員で構成する。</p> <p>(役員) 第5条 協議会に次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 1名 (3) 監事 2名 2 会長には赤穂市長が、副会長には相生市長が、監事には赤穂市建設経済部長と相生市建設農林部長がその職に就くものとする。</p> <p>(顧問) 第6条 協議会に顧問を置くことができる。 2 顧問は、地元選出の国会議員及び兵庫県</p> |

| | |
|--|--|
| <p>議会議員に会長が委嘱する。</p> <p>3 顧問は、本会の目的を達成するため、協力するものとする。</p> <p>(役員職務)</p> <p>第7条 会長は、会を代表し、会務を総理する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。</p> <p>3 監事は、会の会計を監査する。</p> <p>(会議)</p> <p>第8条 本会の会議は、総会及び役員会とし、必要に応じ会長が招集する。</p> <p>2 総会及び役員会の議長は会長がこれにあたる。</p> <p>3 会議の議事は、出席者の過半数を以て決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。</p> <p>4 会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第9条 会議は原則公開とする。ただし、会長が公開を不相当と認めた場合はこの限りではない。</p> <p>2 会議の公開に関して必要な事項は別に定める。</p> <p>(事務局)</p> <p>第10条 協議会の事務局は、会長の所属する市に置く。</p> <p>2 事務局は会長の命を受けて会務を処理し、会計の事務に従事する。</p> <p>(会計)</p> <p>第11条 本会の運営に必要な経費は、負担金・寄付金及びその他の収入をもつてあてる。</p> | <p>議会議員に会長が委嘱する。</p> <p>3 顧問は、本会の目的を達成するため、協力するものとする。</p> <p>(役員職務)</p> <p>第7条 会長は、会を代表し、会務を総理する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。</p> <p>3 監事は、会の会計を監査する。</p> <p>(会議)</p> <p>第8条 本会の会議は、総会及び役員会とし、必要に応じ会長が招集する。</p> <p>2 総会及び役員会の議長は会長がこれにあたる。</p> <p>3 会議の議事は、出席者の過半数を以て決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。</p> <p>4 会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第9条 会議は原則公開とする。ただし、会長が公開を不相当と認めた場合はこの限りではない。</p> <p>2 会議の公開に関して必要な事項は別に定める。</p> <p>(事務局)</p> <p>第10条 協議会の事務局は、会長の所属する市に置く。</p> <p>2 事務局は会長の命を受けて会務を処理し、会計の事務に従事する。</p> <p>(会計)</p> <p>第11条 本会の運営に必要な経費は、負担金・寄付金及びその他の収入をもつてあてる。</p> |
|--|--|

2 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 本会の負担金の額は赤穂市、相生市それぞれ9万円とする。

(その他)

第12条 この規約に定めるものを除くほか、本会の運営、その他必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規約は、平成13年7月23日から適用する。

付 則

この規約は、平成27年12月15日から適用する。

付 則

この規約は、平成29年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

相生・赤穂広域幹線道路整備促進協議会委員構成

| | | |
|-----|-------------|-----------------|
| 委 員 | 相 生 市 | 相生市長 |
| | | 相生市議会議長 |
| | | 相生市議会副議長 |
| | | 相生市議会民生建設常任委員長 |
| | | 相生市議会民生建設常任副委員長 |
| | | 相生市建設農林部長 |

2 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 本会の負担金の額は赤穂市、相生市それぞれ9万円とする。

(その他)

第12条 この規約に定めるものを除くほか、本会の運営、その他必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規約は、平成13年7月23日から適用する。

付 則

この規約は、平成27年12月15日から適用する。

付 則

この規約は、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この規約は、平成29年7月31日から適用する。

別表（第4条関係）

相生・赤穂広域幹線道路整備促進協議会委員構成

| | | |
|-----|-------------|-----------------|
| 委 員 | 相 生 市 | 相生市長 |
| | | 相生市議会議長 |
| | | 相生市議会副議長 |
| | | 相生市議会民生建設常任委員長 |
| | | 相生市議会民生建設常任副委員長 |
| | | 相生市建設農林部長 |

| | | | | | |
|--|-------------|------------------|--|-------------|---------------------|
| | 赤 穂 市 | 赤穂市長 | | 赤 穂 市 | 赤穂市長 |
| | | 赤穂市議会議長 | | | 赤穂市議会議長 |
| | | 赤穂市議会副議長 | | | 赤穂市議会副議長 |
| | | 赤穂市議会建設水道委員長 | | | 赤穂市議会建設水道委員長 |
| | | 赤穂市議会幹線道路建設特別委員長 | | | 赤穂市議会幹線道路・河川整備特別委員長 |
| | | 赤穂市建設経済部長 | | | 赤穂市建設経済部長 |
| | | 12名 | | | 12名 |

相生・赤穂広域幹線道路整備促進協議会規約（案）

平成29年7月31日議決

（名称）

第1条 この協議会は、相生・赤穂広域幹線道路整備促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、国道250号・高取峠トンネルの事業化、及び県道竜泉那波線の整備促進を図ることを目的とする。

（活動）

第3条 協議会は、前条の目的を遂行するために、次の活動を行う。

- （1）関係機関に対する要望及び必要な調査研究
- （2）その他目的達成に必要な事項

（構成）

第4条 協議会は、別表に掲げる12人以内の委員で構成する。

（役員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 1名
- （3）監事 2名

2 会長には赤穂市長が、副会長には相生市長が、監事には赤穂市建設経済部長と相生市建設農林部長がその職に就くものとする。

（顧問）

第6条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、地元選出の国会議員及び兵庫県議会議員に会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の目的を達成するため、協力するものとする。

（役員職務）

第7条 会長は、会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 監事は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会及び役員会とし、必要に応じ会長が招集する。

2 総会及び役員会の議長は会長がこれにあたる。

3 会議の議事は、出席者の過半数を以て決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第9条 会議は原則公開とする。ただし、会長が公開を不相当と認めた場合はこの限りではない。

2 会議の公開に関して必要な事項は別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、会長の所属する市に置く。

2 事務局は会長の命を受けて会務を処理し、会計の事務に従事する。

(会計)

第11条 本会の運営に必要な経費は、負担金・寄付金及びその他の収入をもつてあてる。

2 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 本会の負担金の額は赤穂市、相生市それぞれ9万円とする。

(その他)

第12条 この規約に定めるものを除くほか、本会の運営、その他必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規約は、平成13年7月23日から適用する。

付 則

この規約は、平成27年12月15日から適用する。

付 則

この規約は、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この規約は、平成29年7月31日から適用する。

別表（第4条関係）

相生・赤穂広域幹線道路整備促進協議会委員構成

| | | |
|-----|-------------|---------------------|
| 委 員 | 相 生 市 | 相生市長 |
| | | 相生市議会議長 |
| | | 相生市議会副議長 |
| | | 相生市議会民生建設常任委員長 |
| | | 相生市議会民生建設常任副委員長 |
| | | 相生市建設農林部長 |
| | 赤 穂 市 | 赤穂市長 |
| | | 赤穂市議会議長 |
| | | 赤穂市議会副議長 |
| | | 赤穂市議会建設水道委員長 |
| | | 赤穂市議会幹線道路・河川整備特別委員長 |
| | | 赤穂市建設経済部長 |
| | 12名 | |

第2号議案

平成29年度 相生・赤穂広域幹線道路整備促進協議会事業計画について

平成29年度 相生・赤穂広域幹線道路整備促進協議会の事業計画は、下記に定めるところによる。

平成29年7月31日 提出

相生・赤穂広域幹線道路整備促進協議会
会長 赤穂市長 明石元秀

記

平成29年度 相生・赤穂広域幹線道路整備促進協議会事業計画

| 実施時期 | 実施内容 |
|------------|-------------|
| 平成29年7月31日 | 事業計画、予算について |
| 平成29年10月頃 | 要望内容について |
| 平成29年12月頃 | 要望活動 |

第3号議案

平成29年度 相生・赤穂広域幹線道路整備促進協議会収支予算について

平成29年度 相生・赤穂広域幹線道路整備促進協議会の収支予算は、次に定めるところによる。

平成29年7月31日 提出

相生・赤穂広域幹線道路整備促進協議会
会長 赤穂市長 明 石 元 秀

平成29年度 相生・赤穂広域幹線道路整備促進協議会収支予算書(案)

収入予算額 181,000円

支出予算額 181,000円

収入の部

(単位:円)

| 科 目 | 金 額 | 備 考 |
|-------|---------|------------|
| 負 担 金 | 180,000 | 90,000円×2市 |
| 雑 入 | 1,000 | 預金利息 外 |
| 合 計 | 181,000 | |

支出の部

(単位:円)

| 科 目 | 金 額 | 備 考 |
|-------|---------|---------|
| 事 業 費 | 160,000 | 啓発物作成 外 |
| 会 議 費 | 13,000 | 会議賄 外 |
| 事 務 費 | 8,000 | 通信運搬費 外 |
| 合 計 | 181,000 | |